

参加料の記載のないものは無料です。／市外局番 (0154) を省略しています。／市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

**第37回北方領土の日啓発書道展**

回 1月31日(月)～2月4日(金)市役所1階ギャラリー、2月8日(火)～13日(日)まなぼつと幣舞2階市民自由広場／市民生活課(☎31-4590)

**新春「木遣り、縄振り、梯子乗り」**

市内のとび職人が梯子乗りなどの伝統芸能を披露します。  
回 1月4日(火)午前10時30分／市役所前ポーチ／商業労政課(☎31-4548)

**募集**



**職員・公募委員等**

**会計年度任用職員**

①22(令和4)年度児童厚生員  
応募資格=次のいずれかに該当する方または、いずれかの資格を有する見込みの方  
○幼稚園、小・中学校、高校のいずれかの教諭の資格を有する方 ○保育士の資格を有する方 ○社会福祉士の資格を有する方 ○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生労働省令第63条)第38条に該当する方  
／募集人数=12人程度／給与=月額12万8,080円～16万960円(勤務年数、経験年数により変動)  
②22(令和4)年度児童館等管理人  
募集人数=3人／給与=月額4万7,129円～4万8,580円(勤務年数、経験年数により変動)／業務内容=児童館等の清掃や管理業務  
【共通】試験日時=随時／試験内容=面接／任用期間=4月1日～2023(令和5)年3月31日(更新の可能性あり)／募集期間=～1月12日(水)／子ども育成課で配布または市ホームページにある「受験申込書」「受験申込履歴書」に必要事項を記入の上、直接または郵送で防災庁舎3階子ども育成課子ども未来づくり担当(☎085-8505黒金町7-5☎31-4584)へ※①は応募資格を証明する書類を、資格を有する見込みの方は「在学証明書」を添付。

**その他**

**「くしろ冬まつり」ボランティアスタッフ**

回 2月5日(土)・6日(日)午前9時30分～午後5時※1日のみでも大歓迎。参加可能な時間帯により業務内容を調整／観光国際交流センター前庭／会場設営、催事・氷雪滑り台運営等／2月1日(火)までにくしろ冬まつり会(FMくしろ内☎47-0808)へ  
※高校、高専、大学のインターンシップも受け入れています。  
※ボランティアスタッフなどの関係者用、来場者用の駐車場はありません。公共交通機関または有料駐車場をご利用ください。

**脳の健康度テスト**

回 1月17日(月)、31日(月)午前10時～11時30分(全2回)／防災庁舎5階会議室A／65歳以上で認知症と診断されていない市民で、両日参加できる方／40人／認知症になる前に低下しやすい脳の機能を測る「ファイブ・コグ検査」、認知症予防の講話／1月4日(火)から電話で介護高齢課高齢福祉担当(☎23-5185)へ

**元気な今から始めよう！「介護予防のキホン」セミナー**

回 1月29日(土)午後1時30分～3時30分／アクティブシニア、介護予防に関心のある方／25人／錦町立体駐車場および河畔駐車場は3時間まで無料。動きやすい服装でお越しください／男女平等参画センターふらっと(☎65-1034)

**防災ワンデー「釧路防災講演会2022」～切迫する日本海溝・千島海溝沖の巨大地震に対する備えについて～**

地震津波災害への対策についての講演会とパネルディスカッションを開催します。事前申込が必要です。  
回 1月16日(日)午後1時／観光国際交流センター／200人／電話で、またはインターネット(☎https://forms.gle/RtkXQ3Ant5w7Q4u66)から消防本部予防課予防広報担当(☎23-0427)へ

**税・保険・年金**



**1月31日(月)は以下の市税等の納期限です**

- ・市道民税(第4期)
- ・国民健康保険料(第8期)
- ・後期高齢者医療保険料(第8期)
- ・介護保険料(第8期)

※いずれも普通徴収分

- ・1月分保育園保育料

**●市税等 休日の納付相談窓口**

回 1月22日(土)午前9時～午後5時  
◆市税等の滞納に対しては、動産・不動産を問わず差し押さえを執行し厳しく対処しています。納付に当たってお困りの際は納税課までご相談ください。  
☎納税課(☎31-4517・4518)  
■納付には便利な口座振替を■

**傷病手当金の適用期間を22(令和4)年3月31日(木)まで延長しました**

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している被用者の方が、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合に支給する傷病手当金の適用期間を延長しました。詳細は市ホームページをご覧ください。  
☎[国民健康保険に関すること]国民健康保険課保険担当(☎31-4527)、[後期高齢者医療に関すること]医療年金課医療給付担当(☎31-4526)

**21(令和3)年分公的年金等の源泉徴収票を送付します**

1月中旬に発送します。お手元に届くまで10日程度かかる場合がありますのでお待ちください。  
☎ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)、釧路年金事務所(☎61-6000)

**償却資産の申告は1月31日(月)までに**

22(令和4)年1月1日現在、事業のための償却資産を市内に所有している法人や個人の方は、資産の名称や取得価額等を申告してください。

資産の種類	申告資産の例	
第1種	構築物(建物附属設備を含む)	舗装路面、塀、広告塔、受・変電設備、屋外給排水・給油・ガス設備等
第2種	機械および装置	製造・加工・建設・印刷製本等の機械、荷役・運搬・クリーニング等設備・太陽光発電設備等
第3種	船舶	漁船、釣船、ボート、ひき船等
第5種	車両および運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車等
第6種	工具・器具・備品	陳列ケース、冷蔵庫、コンピューター、ドリル、自動販売機、理容および美容機器等

申告期限=1月31日(月)／申告・資産税課(☎23-5198)

**年末調整の給与支払報告書等の提出は1月31日(月)までです**

21(令和3)年中に給与・報酬等を支払った事業主の皆さんは、給与支払報告書等の法定調書を作成し、1月31日(月)までに必ず提出してください。各法定調書の提出先は以下のとおりです。

法定調書	提出先
・給与所得の源泉徴収票 ・退職所得の源泉徴収票 ・不動産の使用料等の支払調書 ・その他の支払調書(給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を添付)	所轄税務署長
・給与支払報告書(個人別明細書)(給与支払報告書(総括表)を添付) ・退職所得の特別徴収票	市町村長(給与支払報告書は22(令和4)年1月1日現在、従業員が住民票を有している市町村別に提出)

※作成・提出については、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。各法定調書の提出先にお問い合わせください。※社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入により、16(平成28)1月1日以後の金銭等の支払等に係る支払調書には、原則として金銭等の支払いを受ける方および支払者等のマイナンバーまたは法人番号を記載する必要があります(ただし、本人へ交付する源泉徴収票や支払調書等へのマイナンバーの記載は必要ありません)。  
☎市民税課市民税担当(☎31-4514)、釧路税務署(☎31-5100)



**環境**



**環境事業課からのお知らせ**

●高山への自己搬入について  
年末年始は大変混み合いますので、早めの搬入をお願いします。  
開場=[月～土曜日(祝日を含む)]午前9時～午後4時30分、[日曜日、12月31日(金)]午前9時～午後0時30分※計量やごみを降ろす時間が必要ですので、終了時間の30分前までに入場してください／休日=1月1日(土)～3日(月)  
※詳細はお問い合わせください。  
【可燃ごみ】釧路広域連合清掃工場(☎92-2002)  
【不燃ごみ・粗大ごみ】環境事業課(☎31-4551)  
●冬期間のごみステーション・資源物ステーションの除雪にご協力を  
除雪されていないと、排出や収集の支障となります。特に資源物ステーションは、籠等の設置が困難となりますので、共同で使用しているステーションの除雪にご協力ください。  
●年末年始はおいしく残さず食べきましょう  
外食時には、適量注文でおいしく食べきましょう。食べきれない料理は、お店に確認して持ち帰りましょう。  
●1月の不燃ごみの収集日  
[釧路・音別地域]第1・3水曜日の地区は1月5日(水)、19日(水)、第2・4水曜日の地区は1月12日(水)、26日(水)、[阿寒地域]第2・4金曜日の地区は1月14日(金)、28日(金)、第2・4土曜日の地区は1月8日(土)、22日(土)※各該当地区はクリーンカレンダーをご覧ください。☎環境事業課廃棄物対策担当(☎31-4551)、☎市民課環境担当(☎66-2211)、☎市民課環境担当(☎01547-6-2231)

**福祉**



**高額介護サービス費の申請について**

介護保険のサービスを利用した1カ月分の自己負担額(食費、居住費などを除く)が下表の区分に応じた自己負担の上限額を超えた分については、申請により払い戻しになります(提供月より2年で効)。

区 分	自己負担の上限額
市民税非課税世帯	
課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を除く)の合計額が80万円以下の方など	15,000円
上記の合計額が80万円を超える方	24,600円
市民税課税世帯	
課税世帯で下記に該当しない方	44,400円
世帯内に課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者(65歳以上の方)がいる場合	93,000円
課税所得が690万円以上	140,100円